

宮城県公報

発 行 県
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

(環境政策課)

—

ページ

規 則

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第百十号

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

環境影響評価条例施行規則(平成十一年宮城県規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項中「土地区画整理事業(施行地区の面積が二十ヘクタール)を「土地区画整理事業(事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、施行地区の面積が五十ヘクタール)に改め、同表の七の項中「この項の第三欄」を「以下この表」に改め、「住宅団地の造成の事業(」の下に「事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ」を加え、「二十ヘクタール」を「五十ヘクタール」に改め、同表の八の項中「この項のイの第三欄」を「以下この表」に改め、「公園の設置の事業(」の下に「事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ」を加え、「二十ヘクタール」を「五十ヘクタール」に、「この項の口の第三欄」を「以下この表」に改め、「運動施設等の設置の事業(」の下に「事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ」を加え、同表の九の項中「卸売・小売業」を「卸売業、小売業」に、「飲食店、宿泊業」を「学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(旅行業及び娯楽業を除く。)」に改め、「(旅行業を除く。)」を削り、「この項の第三欄」を「以下この表」に改め、「工場・事業場用地の造成の事業(」の下に「事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ」を加え、「二

十ヘクタール」を「五十ヘクタール」に改め、同表の十の項中「種類」を「事業(土地区画整理事業、住宅団地の造成の事業、公園の設置の事業、運動施設等の設置の事業又は工場・事業場用地の造成の事業にあつては、事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があるものに限る。)」に改め、同表備考第五号中「平成十四年総務省告示第百三十九号」を「平成十九年総務省告示第六百十八号」に改め、同表備考に次のように加える。

六 「環境保全の観点から法令等に指定された地域」とは、次に掲げる地域をいう。

イ 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園又は同条第二項の規定により指定された国定公園

ロ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一

項の規定により指定された特別保護地区

ハ 県立自然公園条例第三条第一項の規定により指定された自然公園

ニ 自然環境保全条例第十二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域又は同条例

第二十三条第一項の規定により指定された緑地環境保全地域

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 事業者がこの規則の施行の前日に環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号)第六条第一項の規定による第一種事業方法書の送付又は同条例第二十六条第一項の規定による第二種事業方法書の送付を行っている対象事業に対する改正後の環境影響評価条例施行規則別表第一の規定の適用については、なお従前の例による。